

新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成 21 年 6 月 4 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 50 号

新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期優良住宅建築等計画の通知)

第 2 条 法第 6 条第 3 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記様式第 1 号による通知書に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認の申請書を添えて行うものとする。

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告)

第 3 条 法第 12 条の報告は、別記様式第 2 号による報告書に必要な書類、図面等を添えて行うものとする。

(改善命令)

第 4 条 法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による改善の命令は、別記様式第 3 号による改善命令書により行うものとする。

(長期優良住宅建築等計画の認定の取消しの通知)

第 5 条 法第 14 条第 2 項の規定による計画の認定の取消しの通知は、別記様式第 4 号による通知書により行うものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 法第 5 条第 1 項から第 3 項まで（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申請をした者が法第 6 条第 1 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、別記様式第 5 号に

よる申出書により市長に申し出るものとする。

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の取止め)

第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取り止めるときは、別記様式第6号による申出書に当該認定長期優良住宅の認定に係る通知書その他市長が求める書類を添えて、市長に申し出るものとする。

(長期優良住宅建築等計画を認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第5条第1項から第3項まで(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しないため同項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、別記様式第7号による通知書によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(認定計画実施者の地位の承継を承認しない旨の通知)

第9条 市長は、法第10条に規定する認定計画実施者の地位の承継の承認をしないときは、別記様式第8号による通知書によりその旨を当該地位の承継の承認の申請をした者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

長期優良住宅建築等計画通知書

第 号
年 月 日

(あて先) 建築主事

新潟市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項 (同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による申出がありましたので、同法第 6 条第 3 項 (同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により下記のとおり長期優良住宅建築等計画を通知します。

記

認定申請又は変更認定申請年月日	年 月 日
変更前の認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
申請者	住所 (法人にあつては所在地)
	氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
認定に係る住宅の位置	

添付図書 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築確認の申請書 (関係図書及び書類を含む。)

別記様式第2号(第3条関係)

認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書				
				年 月 日
(あて先)新潟市長				
住所(法人にあっては所在地)				
報告者 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)				印
電話番号				
認定長期優良住宅の建築維持保全について、下記のとおり報告します。				
記				
認定又は変更認定年月日及び番号	年	月	日	第 号
完了検査年月日及び番号	年	月	日	第 号
認定に係る住宅の位置				
認定長期優良住宅の属する建築物の概要	造 地上 階 , 地下 階 延べ面積 m ² 住棟総戸数 戸(うち報告に係る戸数 戸)			
報告事項の内容				
報告事項の内容について確認した建築士等	()級建築士()登録第 号 住所 氏名 ()級建築士事務所()知事登録第 号 名称 所在地			
受付欄()	決裁欄() 上記のとおり受理してよろしいか。			
年 月 日	課長	課長補佐	係長	係員
第 号				
係員				
<p>注1 共同住宅等に係る報告にあっては、当該報告に係る住戸の認定年月日及び番号を全て記載することにより、それらの住戸についてまとめて報告することができます。</p> <p>2 報告者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p> <p>3 認定長期優良住宅の状況が分かる書類、図面、写真等を添付してください。</p> <p>4 欄は、記入しないでください。</p>				

別記様式第3号（第4条関係）

改善命令書	
	第 号 年 月 日
認定計画実施者 様	
新潟市長	印
年 月 日付 第 号	
<p>で認定をした住宅について，長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第¹/₂項の規定により，認定長期優良住宅の維持保全について，下記のとおり改善に必要な措置を講ずるよう命令し，譲受人の決定す。</p>	
記	
認定又は変更認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る住宅の位置	
改善内容	
履行期限	年 月 日
<p>注 履行期限内に改善措置が採られない場合は，認定の取消しの対象となります。 教示 この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。また，この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は，市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この処分の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p>	

別記様式第4号(第5条関係)

長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書

第 号
年 月 日

建築主等

様

新潟市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により下記の長期優良住宅建築等計画の認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

認定又は変更認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る住宅の位置	
認定を取り消した理由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第5号（第6条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請を取り下げる旨の申出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

申出者 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

下記のとおり長期優良住宅建築等計画の認定の申請を取り下げたいので、新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により申し出ます。

記

認定申請又は変更認定申請年月日	年 月 日			
認定に係る住宅の位置				
認定長期優良住宅の属する建築物の概要	造 地上 階 , 地下 階 延べ面積 m ² 住棟総戸数 戸(うち取下対象戸数 戸)			
取下げの理由				
受付欄 ()	決裁欄 () 上記のとおり受理してよろしいか。			
年 月 日	課長	課長補佐	係長	係員
第 号				
係員				

注1 共同住宅等に係る申出にあっては、同時に申請をした住戸について、まとめて申し出ることができます。

2 申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 欄は、記入しないでください。

別記様式第6号（第7条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築等を取り止める旨の申出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>				
（あて先）新潟市長 住所（法人にあっては所在地） 申出者 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 印 電話番号				
下記のとおり認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の ^建 維持 ^保 全 ^全 を取り止めたいので、新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます。				
記				
認定又は変更認定年月日及び番号	年 月 日 第 号			
認定に係る住宅の位置				
認定長期優良住宅の属する建築物の概要	造 地上 階 , 地下 階 延べ面積 m² 住棟総戸数 戸（うち取止対象戸数 戸）			
取止めの理由				
受付欄（ ）	決裁欄（ ） 上記のとおり受理してよろしいか。			
年 月 日	課長	課長補佐	係長	係員
第 号				
係員				
注1 共同住宅等に係る申出にあっては、当該申出に係る住戸の認定年月日及び番号を全て記載することにより、それらの住戸について、まとめて申し出ることができます。 2 申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。 3 認定通知書（変更認定を受けた場合にあっては認定通知書及び変更通知書）を添付してください。 4 欄は、記入しないでください。				

別記様式第7号(第8条関係)

長期優良住宅建築等計画を認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

新潟市長

印

年 月 日付で申請のありました長期優良住宅建築等計画は、下記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に規定する認定基準に適合しないため認定しないこととしましたので、新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により通知します。

記

認定申請又は変更認定 申請年月日	年 月 日
認定に係る住宅の位置	
認定しない理由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

地位の承継を承認しない旨の通知書	
	第 号 年 月 日
申請者	
様	
	新潟市長 印
年 月 日付で、申請のありました認定計画実施者の地位の承継は、下記のとおり承認しないこととしましたので、新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 9 条の規定により通知します。	
記	
認定申請又は変更認定 申請年月日	年 月 日
認定に係る住宅の位置	
承認しない理由	
<p>教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。</p>	